

新入生・在学生の皆様

新型コロナウイルス感染症予防対策(登校制限・登校制限解除)について

※毎朝、検温・体調確認を行い、健康管理表に記入して、毎日大学に持参してください。

1. 登校制限について

次のいずれかに該当する学生は出席停止です。判断に迷う場合は自己判断せず、担任や健康管理センターに相談してください。

※欠席する際は必ず担任や健康管理センターに連絡してください(連絡が無いと公欠が認められない場合があります)

1) 自分自身に症状がある場合

- ①体温が 37.5 度以上
- ②風邪症状(咳・痰・咽頭痛・頭痛・鼻水)が 2 日以上ある
- ③呼吸困難感がある
- ④味覚・嗅覚障害がある

2) 家族・同居者に症状がある場合

- ⑤家族・同居者が発熱(37.5 度以上)

3) 濃厚接触者である場合(自分自身、家族・同居者)

- ⑥自分自身が新型コロナ陽性者との濃厚接触(2 週以内)
- ⑦家族・同居者が、新型コロナ陽性者の濃厚接触者で、PCR検査待ちである

4) 自分自身が新型コロナ感染症と診断された場合

- ⑧新型コロナ感染症と診断された(PCR 陽性・抗原陽性を含む)

2. 登校制限解除について

登校停止後の登校許可は原則下記とします。判断に迷う場合は自己判断せず、担任や健康管理センターに相談してください。

1) 自分自身に症状がある場合

- 発熱等症状消失後の対応について以下の両方の条件を満たすこと

- ・発症後 8 日が経過している
- ・登校制限に該当する症状の消失・解熱(解熱剤を使用せずに 37.5 度未満)後 3 日が経過
(症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)

- 医療機関に受診していたが、医師より「登校を許可する」と記載された診断書が出た
(内容を健康管理センター医師が確認したうえで登校制限解除の可否を判断します)

- PCR・抗原(症状出現後2～9日)検査結果が陰性であった場合

- ・PCR 陰性・抗原検査陰性の結果報告(証明書等)
- ・登校制限に該当する症状の消失後 3 日が経過・解熱(解熱剤を使用せずに 37.5 度未満)後 3 日が経過
(症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)

※ただし、濃厚接触者の場合は陰性でも接触後2週間自宅待機

2) 家族・同居者に症状がある場合

- 5日が経過し自分自身に発熱・症状が無い

(家族・同居者の症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)

- 家族・同居者の PCR・抗原(症状出現後2～9日)検査結果が陰性であった場合

3) 濃厚接触者である場合(自分自身、家族・同居者)

- 自分自身が濃厚接触者の場合:PCRの結果に関わらず接触最終日より2週間自宅待機
- 家族・同居者が濃厚接触者でPCR検査待ちである場合:PCRの結果が出るまで登校制限

4) 自分自身が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- 発症日から10日間経過し、かつ、登校制限に該当する症状の消失後3日が経過・解熱(解熱剤を使用せずに37.5度未満)後3日が経過し、事前に健康管理センターに連絡し許可を得ている
(症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)

3. 海外渡航について

海外渡航予定の人は、渡航前に「海外渡航届」を提出してください。(ご家族の場合は、海外渡航先をお知らせください。)